

# 光市記者発表資料

平成30年11月2日

件名 平成30年度光市虐待予防講演会『いつまでも自分らしく生きるために～任意後見制度とあいサポーター～』の開催について

- 内容
- 趣旨  
高齢者及び障害者に関する権利擁護の周知・理解促進を目的に講演会を実施します。
  - 日時  
平成30年11月15日（木）13時30分～15時50分
  - 場所  
光市総合福祉センターあいぱく光（いきいきホール）
  - 内容  
(1) 通山和史弁護士（周南市・通山法律事務所）による講演  
「自分らしく生きるために知っておきたいこと  
～任意後見制度を中心に～」  
  
(2) あいサポーターの輪を広げよう！  
あいサポーターとは、様々な障害の特性、障害のある人が困っていること、障害のある人への必要な配慮などを理解して、障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践する人のことをいいます。  
本講演会を受講することで、あいサポーターになることができます。  
特別な技術は不要で、どなたでもなることができます。
  - その他  
入場無料、申込不要
- 問合せ

担当課 光市福祉保健部福祉総務課 障害福祉係  
担当者 横道 真 （電話 0833-74-3001）

平成30年度「光市虐待予防講演会」

# いつまでも自分らしく生きるために ～任意後見制度とあいサポーター～

11月15日(木) 13時30分～15時50分  
(開場 13時00分)

入場無料

一人暮らしの高齢者や病気、障害等、誰もがどのような状況にあっても、『いつまでも自分らしく生きる権利』を持っており、それを支える権利擁護の取り組みが重要になっています。

本講演会では“いつまでも自分らしく”の実現を支えるために、どのような理解や配慮が必要なのか一人ひとりが考えるとともに、任意後見制度の効果的な活用について啓発を行います。

内容

## ①通山和史弁護士による講演

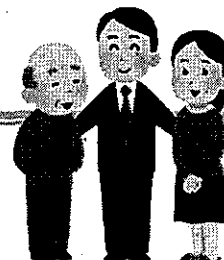
自分らしく生きるために知っておきたいこと  
～任意後見制度を中心に～

## ②あいサポーターの輪を広げよう！

障害の特性や必要な配慮などを理解して、  
障害のある方を手助けする「あいサポーター」に  
なってみませんか？  
研修終了後には「あいサポートバッジ」を  
お渡しします。



会場



光市総合福祉センター  
あいぱーく光(いきいきホール)

## 【問合せ先】

福祉総務課障害福祉係

☎(0833)74-3001

高齢者支援課地域包括支援係

☎(0833)74-3002

※一般参加の方は事前申込み不要です。  
※福祉関係の方は事前申込みをお願いします。

## 【通山和史弁護士ご紹介】

経歴

光市出身

平成18年 通山法律事務所 開設/周南市鐘楼町1番22号 月丘ビル

現在

山口県弁護士会/消費者問題対策委員会委員長、高齢者障害者権利擁護委員会委員  
山口県福祉サービス運営適正化委員会委員/苦情解決部会副会長

主催:光市、光市地域自立支援協議会(相談・権利擁護部会)